

卒業・進級判定基準

卒業・進級の判定基準は以下のとおりとする。

- (1) 学則別表 1 教育課程・授業時間数に示された必修授業および選択授業によって必要な単位数以上の授業を履修し、修得していること。
- (2) 学費を完納していること。

卒業と同時に取得する称号

前条に規定するところにより、次に掲げる課程の学科を修了した者に対し、専門士（文化・教養専門課程）の称号を授与するものとする。

文化・教養専門課程	ダンス&アクターズ科	昼間部一	(2年制)
		昼間部二	(2年制)
文化・教養専門課程	スーパーダンス科	昼間部二	(3年制)